

## 在宅看護、介護の相談は

### まずは役場窓口へ

**問** 在宅看護、介護が必要になった時、どこに相談したらいいのか。

**答** 川村 健康福祉課長

相談や手続き、事業の内容は、まずは、健康福祉課の担当窓口にお問い合わせしてもらいたい。

在宅医療行為やケアを受けたい場合や、高齢者や認知症のご相談は、「地域包括支援センター」にお問い合わせ頂きたい。高齢者や認知症の方が在宅で医療行為やケアを、



さかもと  
坂本 あや 議員

ご自身で調べたい方は、町のホームページの健康福祉課内に案内をさせていただいている。毎月の広報にも介護保険ガイドとして、案内、説明等を掲載し、住民の皆さまにお知らせしている。

**問** 在宅介護をしている人たちへの支援の補助制度はどんなものがあるか。また、支給日などの基準の見直しが必要ではないか。

**答** 川村 健康福祉課長

黒潮町在宅介護手当の支給に関する条例に基づき、介護度に応じて、在宅介護手当を支給している。月の半分以上を在宅で介護している場合には、月額1万円を、また、ひと月の介護給付費が10万円未満の月は1万円が加算されるので、世帯によっては月2万円の支給となる。支給日は12月、5月。

黒潮町介護支援特別事業実施要綱の規定に基づき、介護用品の現品支給を行っている。支給は、1人当たり月額3千円以内となっており、6月、9月、12月、3月の年4回の支給となっている。支給日の見直しについては、時間はかかるかもしれないが、考えていきたい。

**問** 重度障害児・者への在宅支援で、医療機関を受診するときの看護師同行を支援する動きが出ているようだが、本町ではどうなっているか。

**答** 川村 健康福祉課長

平成29年度高知県は、障害福祉サービス等確保支援事業に医療的ケア児等支援事業を加え、人工呼吸器や胃ろう等を使用する医療的ケアが必要な障がい児や障がい者が医療

機関への定期受診をする際、医療的ケアを行うために、訪問看護師等が付き添ったことに要した費用を市町村へ助成する補助制度事業を開始した。

本町では、その補助事業の活用は実施していないが、今後、障がい児・者の在宅生活や介護するご家族への支援は必要であると考え、実施に向けて検討中で、早い時期に実施したいと考えている。



看護師、ヘルパーさんの支援を受けて在宅で過ごす